

日本薬理学会利益相反 (COI) マネージメント施行細則 (抜粋) (学会誌著者の申告すべき項目と基準)

公益社団法人日本薬理学会（以下「本学会」という）は、本学会が行う全ての事業活動に対して、全ての参加者に日本薬理学会利益相反 (COI) マネージメント施行細則（以下「本細則」という）を適用する。

第1条 (COIで申告すべき項目と申告の基準)

- 1) 本学会学術集会などでの発表, 2) 本学会誌などでの発表, 3) 第4条第1項に定める役員・委員等, 4) 学術集会・講演会責任者 (年会長・部会長等) の就任によりCOIの申告を必要とされる者の申告すべき項目と申告の基準は次表のとおりとする。

申告すべき項目	申告の基準
①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額	1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のもの
②株の保有と、その株式から得られる利益 (1年間の本株式による利益)	1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のもの
③企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬	1つの特許使用料が年間100万円以上のもの
④企業や営利を目的とした団体より、会議の出席 (発表、助言など) に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬	1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のもの
⑤企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料	1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のもの
⑥企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費	1つの企業・団体から、医学系研究 (共同研究、受託研究、治験など) に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で、実際に割り当てられた年間100万円以上のもの
⑦企業や営利を目的とした団体が提供する奨学 (奨励) 寄附金	1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で、実際に割り当てられた100万円以上のもの
⑧企業などが提供する寄附講座	実質的に使途を決定し得る寄附金で、実際に割り当てられた100万円以上のもの
⑨その他の報酬 (研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など)	1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のもの

第2条 (本学会学術集会などでの発表)

第1項 (開示の範囲)

本学会学術集会などでの発表で開示する義務のあるCOI状態は、会員・非会員の別を問わず発表内容に関連する企業や団体に関わるものに限定し、次のような関係とする。

- 1 医学系研究を依頼し、または共同で行った関係 (有償無償を問わない)
- 2 医学系研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係
- 3 医学系研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- 4 医学系研究について研究助成・寄付などを行っている関係
- 5 医学系研究において未承認の医薬品や医療器械などを提供している関係
- 6 寄附講座などの資金提供者となっている関係

第3条 (本学会誌などでの発表)

第1項 (開示の範囲)

著者全員が開示する義務のあるCOI状態は、投稿内容に関連する企業や団体に関わるものに限定し、第2条第1項に記したものと同一の関係とする。

第2項 (開示の方法)

本学会の学会誌 Journal of Pharmacological Science および 日本薬理学会雑誌 などて発表を行う著者は、投稿時に投稿規定に定める様式 (様式2) により、COI状態を明らかにしなければならない。この様式は論文末尾、Referencesの直前の場所に印刷される。規定されたCOI状態がない場合は、同部分に、「The authors indicated no potential conflicts of interest.」などの文言を入れる。投稿時に開示すべきCOIの項目および基準は、第1条のとおりとする。

開示が必要なものは論文投稿時の前年から過去3年間のものとする。なお、申告の内容は論文査読者には開示しない。

附 則 本細則は、平成27年5月30日より施行する。

附 則 本細則は、平成29年12月8日改正。ただし施行は、役員・委員等の申告すべき項目と申告の基準、及び申告の対象期間は平成30年に就任するものから適用する。